



山形県公報

平成19年1月23日(火)
第1809号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...33

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...34
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...35
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...36
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同)...同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...同
- 民有保安林の指定施業要件の変更.....(森林課)...同
- 都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課)...37
- 県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課)...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会1月定例会の招集.....同

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第3号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

|                                        |   |                                        |       |
|----------------------------------------|---|----------------------------------------|-------|
| 取りまとめ<br>郵便局                           | を | 取りまとめ<br>機 関                           | に改める。 |
| 別表第2中<br>山形中央郵便局<br>山形中央郵便局<br>山形中央郵便局 |   | 仙台貯金事務センター<br>仙台貯金事務センター<br>仙台貯金事務センター |       |

## 附 則

この規則は、平成19年 2月 1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第53号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                             | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社東北福祉サービス<br>天童市大字清池38番地 3  | 宅老所もみじの里<br>天童市糠塚二丁目 9 番 6 号            | 通 所 介 護   | 平成18.12. 6 |
| 有限会社伊藤ガス店<br>天童市老野森一丁目 3 番 6 号 | 天童デイサービスセンター となりのつるかめ<br>天童市大字小関1204番 6 | 通 所 介 護   | 同 12.13    |

## 山形県告示第54号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                             | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社伊藤ガス店<br>天童市老野森一丁目 3 番 6 号 | 天童デイサービスセンター となりのつるかめ<br>天童市大字小関1204番 6 | 介護予防通所介護    | 平成18.12.13 |

## 山形県告示第55号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地     |                  | 変更年月日      |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|
|                                     |           | 変 更 前           | 変 更 後            |            |
| 特定非営利活動法人こでまりの会<br>村山市楯岡新町三丁目32番22号 | 訪 問 介 護   | 特定非営利活動法人こでまりの会 |                  | 平成18. 8. 2 |
|                                     |           | 村山市楯岡二日町 5 番18号 | 村山市楯岡新町三丁目32番22号 |            |

## 山形県告示第56号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地               | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地     |                  | 変更年月日      |
|-------------------------------------|-------------|-----------------|------------------|------------|
|                                     |             | 変 更 前           | 変 更 後            |            |
| 特定非営利活動法人こでまりの会<br>村山市楯岡新町三丁目32番22号 | 介護予防訪問介護    | 特定非営利活動法人こでまりの会 |                  | 平成18. 8. 2 |
|                                     |             | 村山市楯岡二丁目5番18号   | 村山市楯岡新町三丁目32番22号 |            |

## 山形県告示第57号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|-------------------------------|------------------------------------|-----------|------------|
| 特定非営利活動法人ガンダラ<br>上山市新湯1番14号   | サポートハウス湯和<br>上山市新湯1番14号            | 通 所 介 護   | 平成18.10.31 |
| 有限会社ケアサービス東北<br>尾花沢市芦沢1216番地1 | 訪問介護事業所ケアサービス東北<br>尾花沢市芦沢1216番地1   | 訪 問 介 護   | 同 12. 1    |
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号   | べにばな訪問介護<br>天童市糠塚二丁目9番6号           | 訪 問 介 護   | 同 12. 7    |
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号   | べにばな天童デイサービス<br>天童市糠塚二丁目9番6号       | 通 所 介 護   | 同          |
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号   | べにばな河北デイサービス<br>西村山郡河北町大字谷地戊1260番地 | 通 所 介 護   | 同          |

## 山形県告示第58号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日      |
|-----------------------------|---------------------------------|------------|
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号 | 指定居宅介護支援事業所べにばな<br>天童市糠塚二丁目9番6号 | 平成18.11.30 |

## 山形県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                        | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人ガダーラ<br>上山市新湯1番14号 | サポートハウス湯和<br>上山市新湯1番14号            | 介護予防通所介護    | 平成18.10.31 |
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号 | べにばな天童デイサービス<br>天童市糠塚二丁目9番6号       | 介護予防通所介護    | 同 12.7     |
| 株式会社ライフケア山形<br>天童市糠塚二丁目9番6号 | べにばな河北デイサービス<br>西村山郡河北町大字谷地成1260番地 | 介護予防通所介護    | 同          |

## 山形県告示第60号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                        |                | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日     |
|------------------------------------|------------------------------------|----------------|-------------|-----------|
|                                    | 変更前                                | 変更後            |             |           |
| 特定非営利活動法人一歩・一歩の会<br>山形市深町一丁目9-14番地 | 指定障害者福祉サービス事業所ハーモニー<br>山形市高堂二丁目3-5 |                | 自立訓練        | 平成18.11.1 |
|                                    |                                    | 山形市深町一丁目9-14番地 |             |           |

## 山形県告示第61号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名         | 地区名 | 工事完了年月日    |
|-------------|-----|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 野中  | 平成18年8月10日 |

## 山形県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
米沢市大字関字板小屋3967-1・字小畑沢壺3968（以上2筆次の図に示す部分に限る。）字太郎右工門沢3969、字大瀬平3970、字南沢式3971、字大會沢3972-1、3972-2、字小會沢3973、芳谷地3974-1（次の図に示す部分に限る）3974-2
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字板小屋3967 - 1、字小畑沢壱3968、字太郎右工門沢3969、字大瀧平3970、字小會沢3973、芳谷地3974 - 1、3974 - 2

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

寒河江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

昭和22年内務省告示第368号（都市計画区域の指定）、昭和25年建設省告示第945号（都市計画区域の変更）、昭和43年建設省告示第2015号（都市計画区域の変更）、昭和48年3月県告示第414号（都市計画区域の変更）及び平成14年5月県告示第489号（都市計画区域の変更）で決定した区域

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成19年1月24日から同年2月6日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに寒河江市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年1月23日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 赤湯停車場大橋線

2 供用開始の区間 南陽市中ノ目字北847番7から

同 字東ノ前田70番6まで

3 供用開始の期日 平成19年1月23日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成19年1月23日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

1 招集の日時 平成19年 1月25日(木) 午後 2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番 1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の設定について